

届出申請の年度末集中の分散対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申請が増加する年度末繁忙期間に来所される方を分散し、待ち時間の短縮を図るため、下記の取扱いを行うこととしましたのでお知らせします。

記

①②③の申請について条件に一致する場合には
4月1日以降に届出手続きをした場合であっても、
3月中に①②③事由が発生したことを前提に軽自動車税種別割※の課税処理が行われます。

※令和4年4月1日を賦課期日とする軽自動車税種別割に限る。

①解体を伴う自動車検査証返納届出を行う場合

※解体報告記録日が令和4年3月17日～31日のもので、
解体報告記録日から15日以内に届出をした場合

②所有者名義変更及び自動車検査証返納届出を同時に行う場合

※譲渡年月日が令和4年3月17日～31日のもので、
譲渡年月日から15日以内に届出をした場合

③所有者名義変更及び輸出予定届出を同時に行った場合

※譲渡年月日が令和4年3月17日～31日のもので、
譲渡年月日から15日以内に届出をした場合

①～③に該当しない申請(自動車検査証返納届出のみ、名義変更のみなど)はこれまで通りの取扱いとなります。

事由発生日から15日以内となる日

事由発生日 (譲渡年月日、解体報告記録日)	15日以内 (土曜・日曜にあたる場合は月曜まで)
令和4年3月16日 (水) 以前	本取扱いの対象外
令和4年3月17日 (木) のとき	令和4年4月1日 (金) までに届出
令和4年3月18日 (金) のとき	令和4年4月4日 (月) までに届出
令和4年3月19日 (土) のとき	令和4年4月4日 (月) までに届出
令和4年3月20日 (日) のとき	令和4年4月4日 (月) までに届出
令和4年3月21日 (月) のとき	令和4年4月5日 (火) までに届出
令和4年3月22日 (火) のとき	令和4年4月6日 (水) までに届出
令和4年3月23日 (水) のとき	令和4年4月7日 (木) までに届出
令和4年3月24日 (木) のとき	令和4年4月8日 (金) までに届出
令和4年3月25日 (金) のとき	令和4年4月11日 (月) までに届出
令和4年3月26日 (土) のとき	令和4年4月11日 (月) までに届出
令和4年3月27日 (日) のとき	令和4年4月11日 (月) までに届出
令和4年3月28日 (月) のとき	令和4年4月12日 (火) までに届出
令和4年3月29日 (火) のとき	令和4年4月13日 (水) までに届出
令和4年3月30日 (水) のとき	令和4年4月14日 (木) までに届出
令和4年3月31日 (木) のとき	令和4年4月15日 (金) までに届出
令和4年4月1日 (金) のとき	本取扱いの対象外

【注】 申立書については、4月4日～4月15日の申請の際に必要となります。